

御歸の後も御目通を憚り、御次の片隅に相扣罷在候。暫時有之御次へ御出被成、水原清左衛門はと御尋被遊候。是に罷在候旨御側の衆申上候處、今日は好天氣と御意にて、夫より無遠慮御用相勤候。其後會所奉行被仰付、百五拾石御加増にて都合七百五拾石に相成候。

因幡公 池田吉泰公因幡公 堀尾政直 之家に、大塚久太夫と云物頭あり。或年

造營の事ありて其奉行を勤む。功畢て後其費用の勘定をせず。執政の大臣等、久太夫を召て勘定の事をとふ。久太夫云、某等にか様の事被仰付候は、勘定あるまじき爲と存候。某の日より某の日まで造作の間可入程、無異儀相勤候處實正見届置申候。是を勘定と存候。足輕・小者迄相勤候はゞ、勘定も可入候得共、某等承候て相勤候上は、不及其儀と申て終不及。勘定家老中詰るに無辭而已。此事前條と相表裏すれども、其道理は同じ儀故爰に記。

一、石黒覺左衛門、前田利政公へ御實子の證を請ふ
前能州太守利政公、關原一戰の後は京師へ赴き嵯峨に隱棲、御子數多産育ありといへども、如何被思候や人となし給はず。其内三左衛門直之ひとり成人して、七歳に及ぶ時、

を慥に承り参れと、芳春院様の御頼にて、此度御供仕罷越候。近日御見參を被許、慥成證據被成下候様にと奉願候。多分は御許容有之間敷候。然ば唯今を以生前の御暇乞と覺悟仕候旨申ければ、利政公熟と被聞召届、其兒明朝我にみせよと被仰候。覺右衛事無限喜び、罷歸て後三左衛門へ角と申聞、翌朝御供罷越候。利政公柴門の内幽の御栖居なり。其長屋に出格子のありけるに、其内より仄に見給ひ、内へは不被入、我子に紛もなきと仰られ候。其時覺左衛門申けるは、左候はゞ其證據に、何にても御秘藏の品を、御手自被進被下候はゞ、それを以證とし芳春院様へも可申上と云。六ヶ敷事を申ものかなと、御氣色少し損じけるを、押返して申上るは、御言葉迄にてはしるしと難仕候と強て申上ければ、其時被帶候貞宗の御腰物を被進候。覺左衛門不堪感泣拜謝して罷歸る。御用有る間、明朝又可來と被仰候所、奉畏と御請申ながら、旅宿へ罷歸り其儘旅装し、三左衛門を携て金澤へかけもどり、始終の様子を申上けり。其段微妙公へ被仰上ければ、御知行壹萬石被進、前田肥後直之と稱しぬ。今の近江守直堅の祖父也。前田利政は利家次男也。利

直之を産む。時、すでに覺給ふまじかりける。太夫人芳春院様御鍾愛最深くものし給ふといへども、利政公の御實子と申事其證なくしては、微妙公へ可被仰様なきに依て、常に是を以御嘆被成也。石黒覺左衛門と云者あり。節義を嗜の士也。代々覺左衛門と稱し今以其子孫也此もの利政公の御氣に應じ、折節は御隱棲の所へも侍る者也。芳春院様、此覺左衛門へ仰聞らるゝは、汝利政に親切なり。此子を携て利政へみせ、父子の慥成證據を聞て來れ。然ば微妙公へも御披露可被成候間、偏に覺左衛門が才覺を頼み思召の旨を被仰聞也。覺左衛門思ふ様は、利政公御子なる事無紛事とはいへども、定て其儀は被仰聞敷也。

然れば空敷立歸ては御使の證もなし。涯分相謀候て御子の證を可申受なれども、若無左ば直に御國を立退候か、又は自殺して、利政公へも己が本意奉爲知と覺悟して、芳春院様へ御請申上候。擬御棲居へ参りければ、何故に來訪やらん珍敷思召とて、御もてなし不大方。覺左衛門申候は、此度罷越候事は唯事にては無御座候。生前の御暇乞と存參侍るといふ。利政公訝り尋給ふ。覺左衛門云、御子肥後様賀州被成御座候。三左衛門 初稱肥後 御父子様の御證し

家領分之内能登一國二十一萬石餘配分。慶長五年の動亂に、關東の召に不參故に、太平の後沒收せらる。兄利長の功にゆるして助命、故に嵯峨に塾居。利長より壹萬石合力、且利家愛子故財實多く與へられ、金銀に優福也。一女子あり、角倉與一に嫁し、跡不殘角倉へ譲る。台徳公御代に其實貨讓りの内、代金三十枚以下は與一に賜り、以上の物は不殘加賀の家へ可返由被仰渡也。大阪陣の時、秀頼公より御頼の所に不被參。此旨權現様御聞に達し、奇特のよし思召、關東へ可被罷出候、十萬石可賜よし御内證有之處に、不被罷出候て、大阪の招に不參は關東への忠節には非ず、大野修理・渡部内藏助等が支配を受べき某にあらず。其上此度の籠城萬に一つも戦功有まじ。一人も武功の者の指揮なし。何ぞ我等是に同ぜんや。此招に不參を御賞翫にて被罷出との儀ならば、本知能州一圓に賜る共罷出まじ。若唯可出とならば本知にては可出よし被申切。大阪よりは加賀・越前可給よしにて、結構なる事共なれ共一向不應。利政も一器量の人也。

一、雨森芳洲子息を林家の弟子となす事